

# 学 則

(専門学校 東京医療学院)

令和 8 年 度

学校法人 常 陽 学 園

(令和 8 年 4 月 1 日施行)

# 専門学校 東京医療学院学則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 専門学校東京医療学院（以下「本校」という。）は、学校教育法及び理学療法士及び作業療法士法に基づき、「理学療法士」を養成し、併せて「理学療法士」の技術の向上を図り、国民の保健、医療並びに社会福祉に貢献することを目的とする。

第2条 削除

(位置)

第3条 本校の位置を東京都中央区新川一丁目10番18号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について毎年度自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

## 第2章 課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員、学級数)

第5条 本校の課程、学科、修業年限、定員及び学級数は、次のとおりとする。

昼夜別	課程名	学科	修業年限	入学定員	総定員	学級数
昼間部	医療専門課程	理学療法学科	3年	32名	96名	3
夜間部	医療専門課程	理学療法学科	4年	30名	120名	4
合計				62名	216名	7

2 本校に在学できる期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

(学年及び学期の終始期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

3 教育上必要があるときは、前項の規定にかかわらず学期の終始期を変更することがある。

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 夏季休業 7月26日から8月31日まで

(4) 冬季休業 12月25日から1月3日まで

(5) 春季休業 3月21日から3月31日まで

(6) 前各号のほか、本校が定める日

2 前項第3号、第4号及び第5号について、変更があるときは、年度初めに校長が定める。

3 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことがある。

4 非常変災その他急迫の事由があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

### 第3章 教育課程、単位数及び履修方法

(教育課程、単位数)

第8条 本校の教育課程及び単位数は、別表のとおりとする。

(単位の計算方法)

第9条 本校における各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号に定める時間の授業をもって単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については15時間又は30時間をもって1単位とする。

(2) 臨床実習は45時間をもって1単位とする。

(単位の授与)

第10条 単位の授与は、授業科目を履修し、試験、実習の成果等を総合的に評価して合格した者に与える。

(入学前の既修得単位の認定)

第11条 大学、短期大学又は専修学校専門課程を卒業又は中途退学し、新たに本校に入学した者が、当該卒業又は中途退学した課程において修得した単位については、教育上有益と認めるときは、本校で履修したものとして認定することができる。

2 前項に規定する単位の認定は、22単位を超えないものとする。

(学修の評価)

第12条 学修の評価は、原則として期末試験により行なう。

2 各授業科目の出席日数が3分の2に満たないときは、原則としてその科目の試験を受けることができない。また、実習については、実習日数の5分の1以上欠席した場合、評価を受けることができない。

3 成績評価は、各科目100点満点とし、60点以上を合格とする。

4 やむを得ない事由により第1項の試験を受験することができなかつた者は追試験により、成績が合格点に達しなかつた者は再試験により、成績を評価する。

(進級)

第13条 進級は、前条第3項及び第4項の評価により、進級判定会議の議を経て校長が認める。

(始業及び終業の時刻)

第14条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

昼夜別	課程名	学 科	始業時刻	終業時刻
昼間部	医療専門課程	理学療法学科	午前9時	午後4時10分
夜間部		理学療法学科	午後6時	午後9時10分

## 第4章 職員組織

(職員組織)

第15条 本校に次の職員を置く。

(1) 校長 1名

(2) 教育職員

昼夜別	課程	学 科	専任教員
昼間部	医療専門課程	理学療法学科	6名以上
夜間部		理学療法学科	6名以上
計			12名以上

- (3) 事務職員 7名以上
- 2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。
- 3 第1項に規定する者のほか、副校長を置くことができる。副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

## 第5章 入学、休学、退学及び卒業

### (入学資格)

第16条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学したものであって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
- (9) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学したものであって、本校における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (10) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

### (入学時期)

第17条 入学の時期は、毎年4月1日とする。

### (入学志願手続き)

第18条 入学を志願する者は、入学願書その他の書類に必要事項を記載し、第28条に定める入学検定料を添えて、指定の期日までに出席しなければならない。

(入学試験及び入学許可)

- 第19条 前条の入学志願者に対して入学試験を行う。入学試験はAO（アドミッション・オフィス）入学試験、推薦入学試験及び一般入学試験とし、筆記による学科試験、面接及び出願書類による選考を行い、合否判定会議の議を経て校長が合格者を決定する。
- 2 前項の選考に合格した者は、本校所定の書類に第28条に定める入学金その他の学費を添えて、指定する期日までに手続きをしなければならない。
  - 3 前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

(転入学、編入学及び転科)

- 第20条 本校に転入学及び編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、校長は選考により入学を許可することができる。
- 2 他の学科に転科を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、校長は選考により、転科を許可することができる。
  - 3 転入学、編入学及び転科に関する規程は、別に定める。

(休学及び復学)

- 第21条 疾病その他やむを得ない事由により引き続き30日以上修学することができない者は、校長の許可を受けて休学することができる。
- 2 休学しようとする場合は、その事由が疾病によるときは医師の診断書を添えて願出のものとする。
  - 3 休学は1年以内とする。ただし、特別な事由がある場合には、引き続き許可を願出することができる。
  - 4 休学期間は、通算して当該学科の修業年限を越えることはできない。
  - 5 休学期間中に休学の事由が終ったとき、又は休学期間が終了したときは、校長に届け出て復学することができる。

(退学)

- 第22条 退学しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。
- 2 次の各号の一に該当する者は、退学の処理を行う。
    - (1) 死亡した者
    - (2) 第21条に定める休学期間を超え、引き続き許可をなし得ない者
  - 3 校長は第28条に定める納付金を所定の期日までに納入しない者について、退学処分とすることができる。

(課程修了の認定)

- 第23条 各課程の修了の認定は、各学科を修了年限以上在学し、次の各号に定める単位数を習得した者に行う。
- (1) 理学療法学科 昼間部 104単位

(2) 理学療法学科 夜間部 103単位

2 本校所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

(専門士の称号)

第24条 前条に規定するところにより、次の各号に掲げる課程の学科を修了した者は、学校教育法第131条の2及び学校教育法施行規則第186条に基づき、専門士と称することができる。

- 一 医療専門課程 理学療法学科昼間部 専門士 (医療専門課程)
- 二 医療専門課程 理学療法学科夜間部 専門士 (医療専門課程)

## 第6章 科目等履修生

(科目等履修生)

第25条 本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り選考の上、科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

2 その他科目等履修生に関する事項は、別に定める。

## 第7章 賞 罰

(表彰)

第26条 成績優秀にして、他の模範となる者には、表彰することがある。

2 表彰に関する事項は、別に定める。

(懲戒)

第27条 学生が学則その他本校の定める諸規則に違反し、または学生としての本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行うことがある。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて、出席が常でない者
- (4) 本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第8章 入学検定料、入学金及び授業料等

(納付金)

第28条 本校の入学検定料、入学金及び授業料等は、次のとおりとする。

(単位：円)

課程	学 科	入学検定料	入学金	授業料 (年額)	施設管理費 (年額)	実習費 (年額)
医療専門課程	理学療法学科 昼間部	25,000	500,000	1,180,000	210,000	170,000
	理学療法学科 夜間部	25,000	500,000	900,000	170,000	170,000

上記納付金のうち、実習費は、理学療法学科昼間部は1年次から徴収することとし、理学療法学科夜間部は2年次から徴収する。

(入学検定料)

第29条 本校に入学を志願する者は、入学願書を提出する際に入学検定料を納付しなければならない。

(入学時の納付金)

第30条 選考に合格した者は、入学金及び授業料、施設管理費、実習費（夜間部を除く）の前期分を所定の期日までに納付しなければならない。

(授業料等の納付)

第31条 授業料、施設管理費及び実習費は、次の期日までに納付しなければならない。

前期分 前年度の3月20日 年額の2分の1相当額

後期分 当年度の9月20日 年額の2分の1相当額

- 2 休学を許可された者の休学期間中の授業料及び実習費は免除することがある。
- 3 経済的修学支援に係る、入学検定料、入学金、授業料、施設管理費及び実習費の全部又は一部減免については、別に定める。

(滞納)

第32条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料等を2か月以上滞納し、その後においても納付の見込みがないときは、退学を命ずることがある。

(納付金の還付)

第33条 既納の納付金は原則として返還しない。ただし、入学前の3月31日までに入学辞退を申し出た者には、入学検定料及び入学金を除いた授業料等を返還する。

## 第9章 保健管理

(健康診断)

第34条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより、実施する。

(学校医)

第35条 保健管理を行うため、本校に学校医を置く。

## 第10章 雑 則

(職員の研修)

第36条 教育内容及び業務方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(細則)

第37条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第38条 この学則の改廃は、校長を経て、理事会の決議を必要とする。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 第1項の規定にかかわらず、第24条(称号の授与)において理学療法学科昼間部の平成18年度から平成22年度に入学し、かつ卒業した者は、高度専門士の称号を授与する。

附 則

この学則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第8条（教育課程、授業時数）については、令和2年度入学者から適用するものとし、平成31年度以前の入学者は従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第28条（入学金、授業料等）については、令和3年度入学者から適用するものとし、令和2年度以前の入学者は従前の規定を適用する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第8条（教育課程、単位数）、第16条（入学資格）、第24条（専門士の称号）の規定は、この学則の施行の日以後に専門課程に入学する者について適用し、施行の前日に、専門課程に入学した者については、なお従前の例による。